

県南広域振興局長告示第 123 号

銃猟禁止区域の指定（平成 15 年岩手県告示第 852 号）で告示した水沢市銃猟禁止区域の区域を次のとおり変更した。

平成 18 年 10 月 27 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

変更後の水沢市銃猟禁止区域の区域 奥州市地内の国道 343 号と市道熊ノ堂町屋敷線との交点を起点とし、起点から国道 343 号を南東に進み市道中野線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道川尻本線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道高根本線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道上野東大深沢線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道大鐘中崎線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道折居館線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道高速側道東 2 号線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道北笹森笹森線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道高速側道東 3 号線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道高速側道東 4 号線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道北下巾線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道高網五千刈線との交点に至り、同点から同市道を東に進み一般県道北上水沢線との交点に至り、同点から同一般県道を北に進み一般県道永沢水沢線との交点に至り、同点から同一般県道を北に進み市道中田線との交点に至り、同点から同市道を東に進み国道 4 号との交点に至り、同点から同国道を北に進み一般県道西根佐倉河線との交点に至り、同点から同一般県道を北に進み茂井羅中堰右岸との交点に至り、同点から同堰右岸を下流に進み北上川右岸堤防との交点に至り、同点から同川右岸堤防を下流に進み奥州市水沢区水沢工業団地三丁目と奥州市水沢区佐倉河字東上川原の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み北上川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を下流に進み奥州市水沢区水沢工業団地三丁目と奥州市水沢区佐倉河字笹町の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み市道笹町 1 号線との交点に至り、同点から同市道を南に進み浅屋敷水路右岸との交点に至り、同点から同水路右岸を南東に進み一般県道玉里水沢線四丑橋との交点に至り、同点から同橋を北東に進み奥州市水沢区と奥州市江刺区の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み奥州市水沢区と奥州市江刺区の境界と市道慶徳杉ノ堂線を結ぶ線との交点に至り、同点から同線を西に進み市道慶徳杉ノ堂線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道杉ノ堂 2 号線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道水沢競馬場線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道明神堂中島線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道台町阿久戸上島線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道堤根沼尻線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道熊ノ堂町屋敷線との交点に至り、同点から同市道を南に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域